

## 議第25号

**滋賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

**滋賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例**

滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第50条第1項中「第2条第6項に規定する基幹統計調査および同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する」を「第52条各号に掲げる」に、「ならびに」を「および」に改め、「県統計調査に係る」の右に「同法第2条第11項に規定する」を加え、同条第2項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」を「個人情報の保護に関する法律」に、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章」を「個人情報の保護に関する法律第5章第4節」に改める。

**付 則**

この条例は、令和4年4月1日から施行する。